

## 港南区子育て連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、港南区子育て連絡会と称す。(以下「連絡会」)

(目的)

第2条 連絡会は、港南区の子育てに関わる団体等が、情報交換による交流を通して団体相互の理解を深め、連携、協力のもと、子育ての力を育み、その環境の向上を目指すものとする。

(役割)

第3条 連絡会は、前条の目的達成のため次の役割を担う。

- (1) 子育て連絡会を開催する。
- (2) 子育て関連団体等の連携・協力を図る。
- (3) 子育て環境の向上を目指し、講演会、学習会等を開催する。
- (4) 広く区民の意識向上のための啓発活動を行う。
- (5) その他この会の目的達成に必要な活動を行う。

(組織)

第4条 連絡会は、港南区の子育て支援に関わる団体及び子育て当事者グループの代表等をもって組織し、連絡会の事務は港南区地域子育て支援拠点が行う。

(役員構成)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 推進委員 若干名

(役員職務)

第6条 代表は、連絡会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある場合は、その職務を代理する。
- 3 会計は、連絡会の会計事務を処理する。
- 4 会計監査は、連絡会の会計を監査する。
- 5 役員は、推進委員会を構成し、第3条の事項を協議する。

(選任等)

第7条 役員は連絡会で選出された推進委員の互選とする。

- 2 推進委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(推進委員会)

第8条 推進委員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じ随時開催する。

- 2 子育て支援拠点及び子育ての居場所は、自ら推進委員を選出し連絡会運営を積極的に担う。

(会計)

第9条 連絡会の経費は、会費及び助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は連絡会の総意をもって決定する。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は平成18年5月17日から施行する。

この会則は平成20年3月3日から施行する。

この会則は平成21年3月4日から施行する。

この会則は平成25年5月29日から施行する。